

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福生市長

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童(18歳に到達した年度末まで、児童に障害がある場合は20歳未満)を扶養しているひとり親家庭等の母、父又は養育者に手当を支給する。 特定個人情報は、次の事務で取り扱う。 1 認定請求の受理、審査等に関する事務 2 児童扶養手当証書に関する事務 3 各種届出、請求の受理、審査等に関する事務 4 マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル、関係者ファイル、支払ファイル、所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の56の項及び別表省令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。) ○第2条の表の81の項、命令第83条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部子ども育成課
②所属長の役職名	子ども育成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福生市役所 子ども家庭部子ども育成課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福生市役所 子ども家庭部子ども育成課 東京都福生市本町5番地 電話042-551-1511(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [<input checked="" type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日		平成27年12月25日	事前	しきい値判断再実施により公表に変更
平成27年12月25日	I 関連情報 5. ①担当課②所属長	前部署、前課長名	現部署、現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
平成27年12月25日	II しきい値判断項目 時点	平成27年2月28日時点	平成27年12月1日時点	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	I -1②事務の概要	特定個人情報、認定請求・額改定請求・現況届による、受給者世帯の住民情報・所得情報・年金情報の確認を行う。	特定個人情報は、次の事務で取り扱う。 1 認定請求の受理、審査等に関する事務 2 児童扶養手当証書に関する事務 3 各種届出、請求の受理、審査等に関する事務	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	I -3法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項	番号法第9条第1項 別表第一の37の項 及び別表第一省令第29条	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
平成28年12月1日	I -4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の57の項	番号法第19条第7号 別表第二の57の項 及び別表第二省令第31条	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
平成30年11月30日	I -5②所属長	子ども育成課長 菊地 信吾	子ども育成課長	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月24日	IV リスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年7月3日	I -1②事務の概要	特定個人情報は、次の事務で取り扱う。 1 認定請求の受理、審査等に関する事務 2 児童扶養手当証書に関する事務 3 各種届出、請求の受理、審査等に関する事務	特定個人情報は、次の事務で取り扱う。 1 認定請求の受理、審査等に関する事務 2 児童扶養手当証書に関する事務 3 各種届出、請求の受理、審査等に関する事務 4 マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和5年7月3日	I -③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和6年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の37の項 及び別表第一省令第29条	番号法第9条第1項 別表の56の項及び別表省令第29条	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の57の項 及び別表第二省令第31条	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。)○第2条の表の81の項、命令第83条	事後	
令和6年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	